

○経済産業省告示第五十六号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、ガスの熱量及び可燃性の測定方法を定める件（昭和四十五年通商産業省告示第六百三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十八日

経済産業大臣 世耕 弘成

本則中「第二十一条第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号（第八十八条において準用する場合を含む。）」を「第十七条第一項第一号、第三号及び第二項第一号、第七十八条第一項第一号、第三号及び第二項第一号、第二百二十六条第一項第一号及び第三号並びに第四百四十四条第一項第一号及び第三号」に改める。

本則第二号中「第二十一条第一項第一号及び第二項第一号」を「第十七条第一項第一号及び第二項第一号、第七十八条第一項第一号及び第二項第一号、第二百二十六条第一項第一号並びに第四百四十四条第一項第一

一号」に改め、同号イ及び口中「日本工業規格K23301（2008）「燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法」」を「日本工業規格K23301（2011）「燃料ガス及び天然ガス―分析・試験方法」」に改める。